

申 込 手 順

1. オンライン手続かわさき(電子申請)利用者登録を行う

(※既に登録済みの方は「2. 電子申請により受験申込を行う」に進んでください。)

川崎市ホームページ(トップページ→「くらし・手続き」→「届出・手続き・相談」→「電子申請について」)に掲載してある「[【オンライン手続かわさき】利用者登録マニュアル](#)」により手順を確認しながら、利用者登録をしてください。

【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。

【重要②】利用者登録の際には「kawasaki-sinsei@dx.city.kawasaki.jp」からメールを送信します。迷惑メール対策の設定を行っている場合は、メールが届かない場合がありますので、「@dx.city.kawasaki.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

2. 電子申請により受験申込を行う

利用者登録完了後、ホームページ「令和5年度選考案内(障害者を対象とした採用選考)」より、採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページ「令和5年度申込方法(障害者を対象とした採用選考)」を御確認ください。

⇒申込が完了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申込を受け付けた旨メールが送信されますので確認してください。なお、申込後1時間経過してもメールが届かない場合は、一度迷惑メールの設定等を御確認のうえ、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話かメールで御連絡ください。

⇒一度申込をした後に、修正や取り消しをする際は、サイト内から直接取下げを行わずに、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。

3. 申込内容の審査 ※川崎市人事委員会事務局任用課による作業

申込内容確認のため、電話等にて連絡することがあります。確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。連絡が取れない場合、申込を受け付けることができない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力は、誤りのないようご注意ください。

4. 審査結果通知の確認

審査が終了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに審査済みのメールが送信されます。また、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)マイページ内の利用者メニューからも御確認いただけます。

なお、申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。

5. 申込整理票と受験票の印刷

10月10日(火)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)マイページ内利用者メニューに送信しますので、ダウンロードして、それぞれA4サイズで片面印刷してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。

第1次試験当日は、「申込整理票」、「受験票」、障害者手帳等を必ず持参してください。

◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- (1) 希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、申込時の電子申請画面においてコードを選択してお知らせください。また、点字の補助として、問題の読み上げ等に音声パソコンを使用することもできますので、希望される場合は、申込時に記入してください。
- (2) 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、駐車場を利用する人、付添者を必要とする人は、申込時の電子申請画面においてそれぞれのコードを選択してお知らせください。また、補足事項等がある場合は、通信欄に記入してお知らせください。
- (3) 個別面接において、希望により、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席が可能です。同席を必要とする場合は、選考会場の準備等が必要となるため、11月13日(月)までに川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。
- (4) その他受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に御相談ください。

連絡・問合せ先 川崎市人事委員会事務局任用課
電話 044-200-3343 メール 94ninyo@city.kawasaki.jp

◎令和4年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考 実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数 (人)	第1次選考 合格者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	10	111	61	47	10	6.1

川崎市人事委員会公告第6号

令和5年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について

令和5年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験（民間企業等職務経験者）を次のとおり行います。

令和5年7月18日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興



KAWASAKI CITY

令和5年度(10月実施分)

川崎市職員(大学卒程度等)採用試験
— 民間企業等職務経験者 — 受験案内

《大学卒程度》行政事務・社会福祉・心理・土木・電気・機械・建築
《資格免許職》薬剤師・保健師

川崎市人事委員会

令和5年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込んだ方は、今回実施する令和5年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験—民間企業等職務経験者—toに申し込むことはできません。

【昨年度からの変更点】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止していた、**集団討論試験【全区分】を廃止します。**

《主な日程》

申込受付期間	7月19日(水) 午前9時～8月15日(火) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	10月2日(月)(予定)
第1次試験日	令和5年10月15日(日)【教養試験・経験小論文試験(注)】 (注) 経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で行います。採点は、第1次試験合格者のみ行います。 ※ 行政事務区分では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に面接試験を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日時・会場・合格発表」参照。)
第1次合格発表日	10月26日(木) 午前10時頃(予定)(行政事務以外) 11月16日(木) 午前10時頃(予定)(行政事務)
第2次試験日	11月25日(土)、11月26日(日)のうち指定する1日(予定) 【個別面接】
最終合格発表日	12月14日(木) 午前10時頃(予定)

《問合せ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程、会場、試験内容等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter 等でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員	
大学卒程度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10名程度
	社会福祉	主に、区役所地域みまもり支援センター、児童相談所、総合リハビリテーション推進センター等で、高齢者・障害者・児童等の相談・指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。	10名程度
	心理	主に、児童相談所、総合リハビリテーション推進センター、区役所地域みまもり支援センター等で、相談支援、心理検査、心理判定、地域の子どもに関する心理的支援など心理の専門業務に従事します。	若干名
	土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	10名程度
	電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	若干名
	機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	5名程度
	建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	若干名
薬剤師	主に、市立病院での調剤・服薬指導、区役所地域みまもり支援センター、健康福祉局等での食品・環境・医事業事の衛生監視指導・普及啓発、感染症対策、食品や水の微生物・理化学検査業務など薬剤師の専門業務に従事します。	若干名	
保健師	主に、区役所地域みまもり支援センター等で、担当地区における健康な地域づくりに向けた活動の支援や、母子・高齢者・障害者等の保健福祉に関する相談支援、感染症対策など、保健師の専門業務に従事します。	若干名	

- (注) 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
 3 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。
 4 令和5年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込んだ方は、今回実施する令和5年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験-民間企業等職務経験者-に申し込むことはできません。

2 受験資格

(1) 年齢

行政事務 社会福祉 心理 土木 電気 機械 建築	昭和38年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人
薬剤師 保健師	昭和38年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人

(2) 職務経験・資格・免許

行政事務	次のいずれかの要件に該当する人(令和5年6月30日現在) 1 民間企業等における職務経験が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人
社会福祉	次の1及び2の要件を全て満たす人(令和5年6月30日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉施設等(注1)における相談業務等(注2)の職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の社会福祉施設等における相談等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している人
心理	次の1及び2の要件を全て満たす人(令和5年6月30日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 心理判定員の任用資格を取得した後、福祉・司法・教育・医療施設(注3)における心理判定等(注4)の職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の福祉・司法・教育・医療施設における心理判定等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 臨床心理士又は公認心理師の資格を登録している人
土木 電機 機械 建築	次のいずれかの要件に該当する人(令和5年6月30日現在) 1 民間企業等における各試験区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した職務経験(設計、施工監理等)が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての各試験区分の主な職務概要に関連した海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人
薬剤師	次の1及び2の要件を全て満たす人(令和5年6月30日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 薬剤師区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した薬剤師としての職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の病院等における薬剤師としての業務等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 薬剤師免許を有する人
保健師	次の1及び2の要件を全て満たす人(令和5年6月30日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 医療機関、社会福祉施設(注5)、民間企業、自治体等における保健師、看護師又は助産師としての職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の民間企業、病院等における保健師、看護師又は助産師としての国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 保健師免許を有する人

- (注)1 児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、精神保健福祉施設、児童相談所、福祉事務所、医療機関等
2 ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員等
3 福祉・・・児童相談所、児童福祉施設等
司法・・・家庭裁判所、少年鑑別所、少年院等
教育・・・学校、教育委員会等
医療・・・総合病院精神科、小児科、精神科クリニック等
4 臨床心理アセスメント、心理面接・心理療法及びコンサルテーション等
5 児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、精神保健福祉施設等

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は受験できません。

地方公務員法(抜粋)
(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎「職務経験について」

- 1 「職務経験」には、会社員や公務員等として過当たり 30 時間程度の勤務を1年以上継続したものが該当し、これらの職務経験期間が直近7年(平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで)中5年以上あることを要します。また、正規・非正規などの雇用形態は問いません。なお、休業期間(育児休業、介護休業等)は、職務経験期間に含まれることはできません。
- 2 職務経験が複数ある場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りです。
- 3 平成 28 年 6 月 30 日以前から1年以上継続して勤務したのものについては、平成 28 年 7 月 1 日以降の期間に限り、職務経験に通算することができます。
- 4 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、過当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

◎「国際貢献活動経験について」

- 1 「国際貢献活動経験」には、直近7年(平成 28 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで)中継続して2年以上活動していることを要します。複数の「国際貢献活動経験」を通算することはできません。
- 2 国際貢献活動経験には、JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアのほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- 3 同一期間内に複数の国際貢献活動に従事した場合は、いずれか一方のみの国際貢献活動経験に限りです。
- 4 最終合格発表後、国際貢献活動経験期間の確認のため、活動証明書を提出していただきます。活動証明書には、団体名、代表者名、団体印、活動期間、活動内容等の記載が必要となります。

3 試験科目・日時・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日時	会場(予定)	合格等発表日
教養試験【全区分】・経験小論文試験【全区分】			
全区分	【教養試験】・【経験小論文試験(注)】 10月15日(日) 集合時刻 午前 9時30分 解散時刻 午後 2時15分頃 (注) 経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。	※会場は受験票で指定します。	10月26日(木) 午前10時頃(予定) 【行政事務：面談試験対象】 【行政事務以外：第1次試験合格】
面談試験【行政事務】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)			
行政事務	【面談試験】 11月5日(日)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	11月16日(木)午前10時頃(予定) 【第1次試験合格】

(2) 第2次試験(集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

面接試験(個別面接)【全区分】			
全区分	【個別面接】 11月25日(土)・11月26日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	12月14日(木) 午前10時頃(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格等発表は、合格等発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者等の受験番号を掲載し、合格者等のみに文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 4 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 5 行政事務区分の面談試験の対象者及び、行政事務以外の区分の第1次試験合格者には、「面接(面談)カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの。)を提出していただきます。(行政事務は面談試験当日に持参、行政事務以外は11月13日(月)(消印有効)までに郵送)。「面接(面談)カード」の様式は、面談試験対象者の通知(行政事務)、または第1次試験合格の通知(行政事務以外)に同封いたしますので、10月31日(火)までに面談試験対象者の通知、または第1次試験合格の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
また、「面接(面談)カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 6 社会福祉区分、心理区分、薬剤師区分、保健師区分の第1次試験合格者には、資格・免許取得に関する書類(資格証明書・免許証の写し等)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験【全区分】	
全区分	<p>【主な出題分野】※出題の程度は大学卒業程度のもです。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術、国語の出題はありません。)、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解(古文の出題はありません。)、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 <択一式 40問 120分></p>
面談試験【行政事務】	
行政事務	<p>机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 <20分程度></p>

(2) 第2次試験

経験小論文試験【全区分】	
全区分	<p>職務経験に関する課題についての小論文試験を行い、職務経験、貢献意欲、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 <1,000字以上、1,200字以内 80分> ※経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は第1次試験合格者のみ行います。</p>
面接試験(個別面接)【全区分】	
全区分	<p>【個別面接】 <30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。</p>

(注) 教養試験の問題例、経験小論文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(薬剤師、保健師の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和6年4月1日に採用されます。
- 受験資格がないこと(職務経験の証明ができない場合を含む)、「申込内容」、「面接(面談)カード」及び「職歴証明書・活動証明書」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます)。

◎外国籍職員の任用について

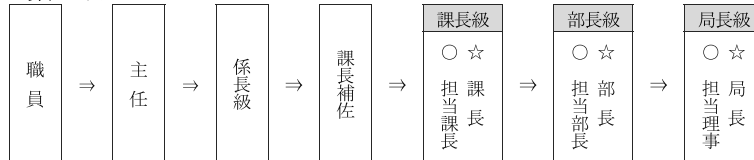
「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていくことになっています。なお、これらの職務又は職に関わる職員は、全体のおおむね8割に当たります。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
社会福祉	福祉施設入所者等の専門的相談・指導 医療相談	児童福祉施設の入所措置 児童虐待等の調査
心理	障害児(者)の専門的相談・指導・助言	
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制

機 械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建 築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可
薬 剤 師	市立病院の調剤 検査、調査研究	食品衛生、環境衛生の監視

参考2 昇任モデル



※ ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、民間企業等における職務経験年数、職務内容及び学歴に応じ、一定の基準に基づいて決定されるため、金額が異なる場合がありますが、初任給の例は次のとおりです。ただし、条例等の改正により変更されることがあります。
なお、初任給の上限については、職務経験が17年以上であっても、各試験区分の「職務経験が17年の場合」の金額となります。

〈大学卒程度〉行政事務・社会福祉・心理・土木・電気・機械・建築
〈資格免許職〉薬剤師(4大学卒)

職務経験年数	初任給 (令和5年4月1日現在 地域手当を含む額)
大学卒業/資格免許取得後、民間企業等における職務経験が7年の場合	264,100円程度
大学卒業/資格免許取得後、民間企業等における職務経験が12年の場合	294,900円程度
大学卒業/資格免許取得後、民間企業等における職務経験が17年の場合	319,200円程度

〈資格免許職〉薬剤師(6大学卒)

職務経験年数	初任給 (令和5年4月1日現在 地域手当を含む額)
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が7年の場合	280,600円程度
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が12年の場合	311,300円程度
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が17年の場合	335,400円程度

〈資格免許職〉保健師(大学卒、保健師養成所卒)

職務経験年数	初任給 (令和5年4月1日現在 地域手当を含む額)
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が7年の場合	276,400円程度
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が12年の場合	307,100円程度
資格免許取得後、民間企業等における職務経験が17年の場合	331,500円程度

(注) 上記の他に、期末・勤勉手当(4.40月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月あたり最高25,200円)等の諸手当が支給されます。

(2) 勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)
※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

④受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和5年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者(本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 行政事務:300点 行政事務以外:180点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 行政事務:700点 行政事務以外:820点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和6年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「試験・選考情報」→「試験・選考案内」→「川崎市職員(大学卒程度)採用試験(民間企業等職務経験者)」→「【10月実施分】令和5年度申込方法(大学卒程度等－民間企業等職務経験者－)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	<p>7月19日(水) 午前9時～8月15日(火) 午後5時(受信有効)</p> <p>※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限内余裕を持ってお申込ください。なお、同日(10月15日(日))に第1次試験を実施する令和5年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込んだ方は、今回実施する【10月実施分】令和5年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験－民間企業等職務経験者－に申し込むことはできません。</p>
申込手順	<p>(1)「オンライン手続きかわさき(電子申請)利用者登録」を行う(登録済みの方は(2)へ)</p> <p>オンライン手続きかわさき(電子申請)の利用者登録の手順は、川崎市ホームページ(トップページ)→「くらし・手続き」→「届出・手続き・相談」→「電子申請について」に掲載してある「【オンライン手続きかわさき】利用者登録マニュアル」を御確認ください。</p> <p>【重要①】利用者登録の際に取得した「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。</p> <p>【重要②】利用者登録の際には「kawasaki-sinsei@dx.city.kawasaki.jp」からメールを送信します。迷惑メール対策の設定を行っている場合は、メールが届かない場合がありますので、「@dx.city.kawasaki.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。</p> <p>(2)電子申請により申込を行う</p> <p>利用者登録完了後、ホームページ「【10月実施分】令和5年度試験案内(大学卒程度-民間企業等職務経験者-)」より、採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページ「【10月実施分】令和5年度申込方法(大学卒程度-民間企業等職務経験者-)」を御確認ください。</p> <p>⇒申込が完了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申込を受け付けたメールが送信されますので確認してください。なお、申込後、1時間経過してもメールが届かない場合は、一度迷惑メールの設定等を御確認の上、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p> <p>⇒一度申込をした後に、修正や取り消しをする際は、サイトから直接取下げを行わずに、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。</p> <p>(3)申込内容の審査</p> <p>川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。</p> <p>※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知</p> <p>審査が終了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに審査済みのメールが送信されます。また、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内の利用者メニューからも御確認いただけます。なお、申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
申込整理票と受験票の印刷	<p>10月2日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)マイページ内利用者メニューに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ両面印刷(A4サイズ)してください。</p> <p>「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をし、第1次試験当日に「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。</p>

◎ 身体の障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 申込や経歴等に関するQ&A

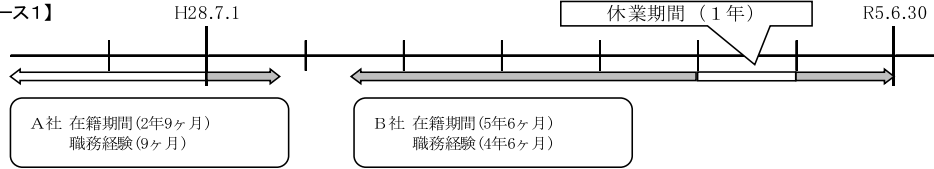
Q1 勤務先に受験することを知られたくないのですが、大丈夫ですか。

A1 採用試験において、川崎市人事委員会が勤務先に照会をしたり、勤務先からの問合せに対して申込の有無等について答えたりすることはありません。

Q2 「直近7年中5年以上の職務経歴」とは、どのような場合が該当しますか。

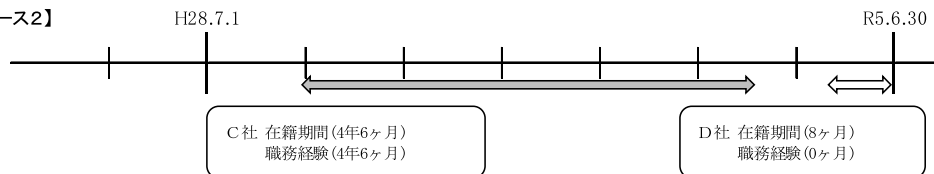
A2 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。

【ケース1】



A社は在職期間が1年以上なので、平成28年7月1日以降の期間のみ職務経歴に通算できます。B社は休業期間を除いた期間を職務経歴に通算できます。A社とB社の職務経歴の合計が5年以上のため、**受験資格あり**となります。

【ケース2】

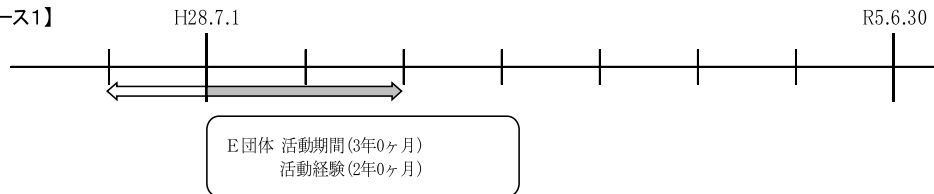


D社の在籍期間が1年未満のため、在職中であっても職務経歴への通算はできません。職務経歴が5年未満となるため、**受験資格なし**となります。

Q3 国際貢献活動経歴について、「直近7年中継続して2年以上の活動」とは、どのような場合が該当しますか。

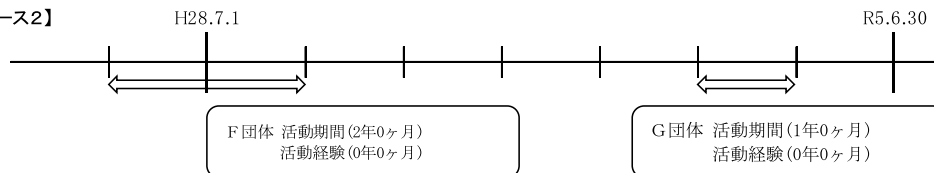
A3 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。

【ケース1】



E団体での平成28年7月1日以降の継続した活動経歴が2年以上のため、**受験資格あり**となります。

【ケース2】



F団体では、活動期間が2年ありますが、平成28年7月1日以降の活動期間が2年未満であり、G団体でも活動期間が2年未満のため、**受験資格なし**となります。

Q4 行政事務以外の区分では、どのように職務経歴を確認するのですか。

A4 最終合格者は、職務内容や職務経歴期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。提出された職歴証明書と、各試験区分の主な職務概要等が一致しているかを確認します。なお、職歴証明書において受験資格がないことが判明した場合は、採用されません。

Q5 以前の勤務先が倒産してしまい職歴証明書が提出できないのですが、どうすればよいですか。

A5 行政事務区分の場合は、雇用保険受給資格者証など、職務経歴期間が証明できる書類を提出してください。行政事務以外の区分の場合は、それに加えて、職務内容が証明できる書類の提出が必要です。

◎ 前年度(令和4年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	面談試験 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	10	571	362	64	41	23	15.7
社会福祉	10	41	28	—	28	14	2.0
心 理	5	11	7	—	7	6	1.2
土 木	5	22	15	—	13	7	2.1
電 気	5	19	8	—	8	5	1.6
機 械	5	32	20	—	18	6	3.3
建 築	5	14	6	—	5	3	2.0
薬 剤 師	若干名	6	6	—	6	4	1.5
保 健 師	若干名	11	8	—	7	4	2.0

川崎市では、この民間企業等職務経験者採用試験で、このような人材を求めています。

☆ 民間企業等で培われた経験や専門知識を川崎市で生かそうという意欲のある人

☆ 広い視野と柔軟な発想力を持ち、川崎市職員として直ちに活躍できる人

川崎市人事委員会公告第7号

令和5年度就職氷河期世代を対象とした川
崎市職員採用試験の実施について

令和5年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採
用試験を次のとおり行います。

令和5年7月18日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興



令和5年度 就職氷河期世代を対象とした 川崎市職員採用試験受験案内

川崎市人事委員会

本試験と第1次試験が同日となる令和5年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験-民間企業等職務経験者-に申し込んだ方は、今回実施する令和5年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません。

【昨年度からの変更点】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止していた、集団討論試験を廃止します。

《主な日程》

申込受付期間	7月19日(水)午前9時～8月15日(火)午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	10月2日(月)(予定)
第1次試験日	令和5年10月15日(日)【教養試験・作文試験(注)】 (注)作文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。 ※教養試験で一定の成績以上の方を対象に面接試験を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日時・会場・合格発表」参照。)
第1次合格発表日	11月16日(木)午前10時頃(予定)
第2次試験日	11月25日(土)、11月26日(日)のうち指定する1日(予定) 【個別面接】
最終合格発表日	12月14日(木)午前10時頃(予定)

《問合せ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程、会場、試験内容等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter 等でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	5名程度

- (注) 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
 2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
 3 本試験と第1次試験が同日となる令和5年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験-民間企業等職務経験者-に申し込んだ方は、今回実施する令和5年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません。

2 受験資格

- 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人(職務経験は問いません。)
 ※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は受験できません。
 地方公務員法(抜粋)
 (欠格条項)
 第16条
 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験科目・日時・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験科目・日時	会場(予定)	合格等発表日
教養試験・作文試験		
【教養試験】・【作文試験(注)】 10月15日(日) 集合時刻 午前9時30分 解散時刻 午後2時頃 (注)作文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で行います。 採点は、第1次試験合格者のみ行います。	※会場は受験票で指定します。	10月26日(木) 午前10時頃(予定) 【面談試験対象】
面談試験(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)		
【面談試験】 11月5日(日)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	11月16日(木)午前10時頃(予定) 【第1次試験合格】

(2) 第2次試験

面接試験(個別面接) (集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)		
【個別面接】 11月25日(土)・11月26日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか	12月14日(木) 午前10時頃(予定) 【最終合格】

- (注)
 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
 2 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
 3 合格等発表は、合格等発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者等の受験番号を掲載し、合格者等のみに文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
 4 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。

- 5 面談試験の対象者には、「面接(面談)カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの。)を提出していただきます。(面談試験当日に持参)。「面接(面談)カード」の様式は、面談試験対象者の通知に同封いたしますので、10月31日(火)までに面談試験対象者の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。また、「面接(面談)カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験
<p>【主な出題分野】※出題の程度は高校卒業程度のものです。 時事、社会、人文(哲学、文学、芸術、国語の出題はありません。)、自然に関する一般知識を問う問題。 文章理解(古文の出題はありません)、判断推理、教義的推理、資料解釈に関する能力を問う問題。</p> <p style="text-align: right;">＜択一式 40問 120分＞</p>
面談試験
<p>机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。</p> <p style="text-align: right;">＜20分程度＞</p>

(2) 第2次試験

作文試験
<p>与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ＜800字以上、1,000字以内 60分＞ ※作文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。</p>
面接試験(個別面接)
<p>【個別面接】 ＜30分程度＞ 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 (注) 教養試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。</p>

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和6年4月1日に採用されます。
- 受験資格がないこと、「申込内容」及び「面接(面談)カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除します。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

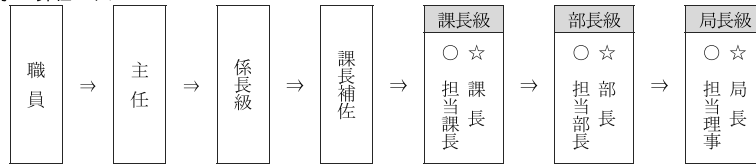
◎外国籍職員の任用について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていくことになっています。なお、これらの職務又は職に関わる職員は、全体のおおむね8割に当たります。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、〇は「スタッフ」の職を示しています。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、川崎市職員(高校卒程度)採用試験の場合と同じ基準を適用し、個々の採用前の職歴などによって最低保障額以上の金額に決定されます。令和5年4月1日現在の初任給(地域手当を含む。)の最低保障額は、245,572円です。ただし、条例等の改正により変更されることがあります。

※この他に、期末・勤勉手当(4.40月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇所当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇所あたり最高16,500円)等の諸手当が支給されます。

(2)勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

④受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和5年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 <参考>第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) <参考>第2次試験配点 700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和6年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「試験・選考情報」→「試験・選考案内」→「就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験」→「令和5年度申込方法(就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。

申込受付期間	7月19日(水)午前9時～ 8月15日(火)午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限内余裕を持ってお申込ください。なお、同日(10月15日(日))に第1次試験を実施する【10月実施分】令和5年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験－民間企業等職務経験者一に申し込んだ方は、今回実施する令和5年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験に申し込むことはできません。
申込手順	(1)「オンライン手続かわさき(電子申請)利用者登録」を行う(登録済みの方は(2)へ) オンライン手続かわさき(電子申請)の利用者登録の手順は、川崎市ホームページ(トップページ→「くらし・手続」→「届出・手続」→「電子申請について」)に掲載してある「【オンライン手続かわさき】利用者登録マニュアル」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。 【重要②】利用者登録の際には「kawasaki-sinsei@dx.city.kawasaki.jp」からメールを送信します。迷惑メール対策の設定を行っている場合は、メールが届かない場合がありますので、「@dx.city.kawasaki.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。 (2)電子申請により申込を行う 利用者登録完了後、ホームページ「令和5年度試験案内(就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験)」より、採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページ「令和5年度申込方法(就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験)」を御確認ください。 ⇒申込が完了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申込を受け付けたメールが送信されますので確認してください。なお、申込後、1時間経過後でもメールが届かない場合は、一度迷惑メールの設定等を御確認の上、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。 ⇒一度申込をした後に、修正や取り消しをする際は、サイトから直接取下げを行わずに、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。 (3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。 (4)審査結果の通知 審査が終了すると、利用者登録の際に登録したメールアドレスに審査済みのメールが送信されます。また、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)マイページ内の利用者メニューからも御確認いただけます。なお、申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)を過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。
申込整理票と受験票の印刷	10月2日(月)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)マイページ内利用者メニューに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ両面印刷(A4サイズ)してください。 「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をし、第1次試験当日に「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ 身体障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- 身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込ください。
- 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- その他身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 前年度(令和4年度)実施結果

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	面談試験 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	5	405	261	27	15	8	32.6

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第112号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第1期	令和5年8月1日(第1期)	計1件
令和5年度	介護保険料	第2期	令和5年8月1日(第2期)	計13件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第113号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第114号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	国民健康保険料	7期	令和5年8月1日(7期)	計1件
令和4年度	国民健康保険料	8期	令和5年8月1日(8期)	計1件
令和4年度	国民健康保険料	9期	令和5年8月1日(9期)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第115号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第3期	令和5年8月1日	計27件
令和5年度	介護保険料	第2期	令和5年8月1日	計1件
令和5年度	介護保険料	第1期	令和5年8月1日	計7件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第116号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第117号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険

法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に
より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第118号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険
料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべ
きところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明
のため送達することができないので、国民健康保険法
(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9
年12月17日法律第123号)第143条及び高齢者の医療の確
保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用
する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規
定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月27日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第119号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険
料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべ
きところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明
のため送達することができないので、国民健康保険法(昭
和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12
月17日法律第123号)第143条及び高齢者の医療の確保に
関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に
より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月27日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第43号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、国民健康保険

法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭
和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告しま
す。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月20日

川崎市幸区長 赤坂 慎 一

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第45号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、国民健康保険
法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に
より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月20日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第41号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者
の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達する
ことができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27
日法律192号)第78条及び地方税法(昭和25年法律第226
号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月20日

川崎市高津区長 高橋 友 弘

(別紙省略)

川崎市高津区公告第42号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、国民健康保険
法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭
和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告しま
す。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月20日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

(別紙省略)

川崎市高津区公告第43号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第3期分	令和5年8月1日 (第3期分)	計3件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第30号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第35号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和5年7月14日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市多摩区公告第36号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年7月14日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市多摩区公告第37号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

川崎市多摩区公告第38号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

麻生区公告

川崎市麻生区公告第39号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市麻生区長 山本奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第40号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月20日

川崎市麻生区長 山本奈保美

(別紙省略)

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市高津区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和5年5月17日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 宇佐美善愛

Table with 4 columns: 閲覧年月日, 閲覧申出者, 閲覧の利用目的の概要, 閲覧対象の選挙人の範囲. Contains 2 rows of data.

Table with 4 columns: 閲覧年月日, 閲覧申出者, 閲覧の利用目的の概要, 閲覧対象の選挙人の範囲. Contains 4 rows of data.

川崎市高津区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市高津区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和5年5月17日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 宇佐美善愛

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市宮前区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和5年5月19日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 鶴野智幸

Table with 4 columns: 閲覧年月日, 閲覧申出者, 閲覧の利用目的の概要, 閲覧対象の選挙人の範囲. Contains 5 rows of data.

令和5年 2月15日 2月17日 3月13日 3月15日	こながい哲也後援会 小長井 哲也 宮前区鷺沼4-1-26 トップヒル鷺沼101	政治活動 (選挙運動を含む。)	宮前区全域 計684件
令和5年 2月27日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に 関する世論調査	東有馬2丁目、3 丁目、4丁目 計126件
令和5年 2月22日 2月24日 3月3日 3月6日 3月8日 3月10日	添田 勝	政治活動 (選挙運動を含む。)	宮前区全域 計4,390件

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和4年度における川崎市宮前区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和5年5月19日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 鶴野 智幸

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第25号

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程の制定について

川崎市情報公開条例施行規程(平成13年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第16号)の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和5年7月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 鶴野 智幸

川崎市情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報公開条例施行規程(平成13年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第16号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(開示の方法)

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)

当該文書又は図画(条例第16条第3項の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日

本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。

以下同じ。)に印画したものの閲覧

(4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)

次に掲げる方法(イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。)に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市宮前区選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市宮前区選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第1号様式、第9号様式及び第11号様式中「(あて先)川崎市宮前区選挙

管理委員会委員長」を「(宛先)川崎市宮前区選挙管理委員会」に改め、第2号様式から第6号様式まで、第8号様式及び第10号様式中「川崎市宮前区選挙管理委員会委員長」を「川崎市宮前区選挙管理委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の川崎市情報公開条例施行規程は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の規程第9条の規定は、令和5年4月1日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の規程の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

--	--